

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 31号

発行：2012年8月15日

連絡先：大和市榎森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

7月25日第20回口頭弁論が開かれました

- ・名古屋大学・松井 芳郎 名誉教授による意見書
「厚木基地1次訴訟最高裁判決の問題点——国際法原則の無理解を中心に——」
- ・国が主張する「昼間騒音控除後WECPNL」、「用途地域類型」、「危険への接近」に関する準備書面を提出して、国の主張に反論しました

「第20回口頭弁論」が、7月25日(水)午後1時30分から横浜地裁101号法廷で開かれました。連日炎天・猛暑がつづく中、78名(原告68名・支援組織10名)が参加して熱心に傍聴しました。

原告の皆さんからも「もう結審は近いの?、結審はいつころになるの?」と取り沙汰されるようになって来ました。裁判もいよいよ大詰の感です。

今回の口頭弁論では、標記の「意見書」と「準備書面」が提出され、弁護団による補足弁論が行われました。また、閉廷後「報告集会」を「波止場会館5Fホール」で開催し、宇野 真由美弁護士と、宇野 峰雪弁護士から口頭弁論の内容について説明をして頂きました。

今回の口頭弁論で弁護団が被告・国の主張に対して、反論を行った内容の要旨は次の通りです。

なお、要旨の執筆は 関守 麻紀子弁護士にご協力を頂きました

国の主張に反論

1、「昼間騒音控除後 WECPNL」に関して

——田村 明弘横浜国立大学名誉教授証言に関連して——

担当 福田 護弁護士

被告国が主張する「昼間騒音控除後WECPNL」なるものが、科学的な根拠に基づかない不合理なものであることは、田村明弘横浜国立大学名誉教授が、意見書と法廷における証言(H23.11.7)とで、明らかにして下さいました。

ところが、国は、田村証言を、自らに都合のよいようにつまみ食いして、証言の趣旨をねじまげるという不当なやり方で、田村証言批判する主張をしてきました。

国の主張の不当性は多々指摘できるのですが、そのうちの1つを紹介します。

基地周辺では、環境庁方式WECPNLではなく、施設庁方式WECPNLという指標が用いられています。軍用空港の特殊性(飛行態様が変則的であることなど)を考慮して、航空機騒音に曝露される住民の影響をなるべく適切に表そうとして策定された指標です。私たちは、この施設庁方式WECPNLを基礎にして、損害賠償を請求しています。

国は今回、この施設庁方式WECPNLについて、
①これは政策的補償措置を講ずるために設計されたものであって環境基準とは異なる、といい、

②原告らが施設庁方式WECPNLに基づいて厚木の爆音は受忍限度を超えていると主張するのは、環境庁方式と施設庁方式という異なる尺度のものを比較することになり、意味をなさない、と主張してきました。

ところが、国は、爆音訴訟の1次訴訟では、施設庁方式WECPNLは、環境基準に基づいて採用されたものである、ということをはっきりと主張していたのです。

国は、この4次訴訟で、自らのそれまでの主張を180度変えてしまいました。

理屈が通らないことを、しかも、これまでの自らの主張と逆のことを主張しはじめるという手段を選ばないやり方に驚きを覚えます。

2、「松井 芳郎名古屋大学名誉教授による意見書」について

担当 関守 麻紀子弁護士

松井名誉教授は、国際公法の権威であられます。今回、意見書を作成して下さい、そのなかで、厚木



基地1次訴訟最高裁判決の誤りをはっきりと指摘されました。

厚木基地1次訴訟最高裁判決は、「条約ないし国内法令に特段の定めのない限り、米軍の本件飛行場の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではない」として、原告らが求めた米軍機の飛行差止の請求を、主張自体失当である、と退けました。

このような判断の根底には、「領域主権の原則」という国際法の原則が忘れ去られ、原則と例外が逆転してしまっていることがあることが指摘できます。

さらに、厚木基地の滑走路部分は、1971年6月、地位協定2条4項bが適用される区域となり、日本が管理することになりました。2条4項bの区域の管理権が日本にあること、条約法条約の条約解釈の原則を持ち出すまでもなく、地位協定の条文中、明らかです。

しかし、1次訴訟最高裁判決は、1971年6月の使用転換により2条4項bに変更された区域であっても、引き続き米軍の管理下に置かれ、日本側はこれを制限することはできない、と判示しました。

最高裁がこのような誤った判断をした根底には、領域主権の原則が忘れ去られ、あたかも米軍に提供した施設区域では治外法権があるかのような誤解があると思われます。

米軍の地位に関する法関係は複雑であり、ここで紹介しきれませんが、1次訴訟最高裁判決は、複雑な法関係の一面だけを取り出して誇張したものであり、誤りであることを、松井名誉教授は、精緻に論じて下さいました。

本裁判所には、松井意見書をきちんと理解し、1次最高裁判決の誤りを正していただかなければならないと思います。

3、「用途地域類型」について

担当 北村 亮典弁護士

国は、航空機騒音の受忍限度を判断するに当たっては、「航空機騒音の環境基準」で定められた、地域類型別の用途に合わせて判断するべきであると主張しています。

このことは三次訴訟の判決で「75 W コンター内の近隣商業地域、準工業地域に居住している方々の損害賠償が認められなかった」ことを再び同様の判断を裁判所に求めていることです。

*「環境基準における地域類型別航空機騒音基準値」とは次の通りです。

- ・類型Ⅰ 居住専用地域 70W以下
- ・類型Ⅱ 類型Ⅰ以外の地域 75W以下

これに対して弁護団は今回提出した準備書面で次のような反論をしました。

① 最近の航空機騒音訴訟判決は、受忍限度の判断において地域類型を全く考慮していない。

・新横田基地訴訟判決、第3次/4次小松訴訟判決、第二次嘉手納基地訴訟判決、普天間基地訴訟判決は、いずれも75W地域の受忍限度判断について、類型Iと類型IIの地域を区分せず、等しく受忍限度を超えるものと判断しており、厚木基地第三次訴訟の判決のみが特異な判断となっている。

- ② 騒音被害地域内における航空機騒音被害の救済は等しく認めらるべきである
- ・航空機騒音が「空からの侵害行為」であり、その物理的な特質上、一定の地域住民に等しく被害が及ぼされるものである
 - ・生活環境整備法に基づく区域指定には、地域類型による区分がない
- ③ そもそも航空機騒音環境基準で、地域類型により基準値に差を設けていること自体が不合理である
- ・航空機騒音環境基準で地域類型により基準値に差異を設けることは、航空機騒音による健康影響を全く考慮していない点において不合理である
 - ・航空機騒音に係る環境基準が地域類型により基準値に差異を設けている根拠が、極めて合理性に乏しい

4、「危険への接近」について

担当 大森 淳弁護士



被告・国は基地周辺住民が「厚木基地周辺は、軍用機の爆音でうるさい」とわかっているにもかかわらず、自らあえて現住所に居を構えた。従って、原告らには「危険への接近の法理」が適用されるべきである。

- ① 厚木飛行場のように騒音が社会問題化している地域に居を構えようとする者が、相当期間にわたる間の住居としてあえてその住居を選択した場合には、当該騒音を認識し、さらにはその騒音による被害を容認していたことが推定されるものと言わなければならない。
- ② 昭和57年2月以降、厚木飛行場において夜間飛行訓練(NLP)が開始され、騒音被害が増大したとして、政党、住民団体、地方公共団体等による反対抗議運動等が行われたことが新聞等で大きく報道され、厚木飛行場のNLPによる航空機騒音が重要な社会問題として広く国民の注目を集めるようになっていた。従って、どのように遅く見積もっても昭和57年5月(新基準日)以降に厚木飛行場周辺地域に居住を開始した原告らについては、航空機騒音による被害の発生状況を認識して転入したと推定することができる。
- ③ したがって、特に新基準日以降の転居者については危険への接近の法理が適用されるべきことを主張するそれに該当する原告は、以下の類型A、類型B1、類型B2及び類型B3の原告である。
- ・類型A・・・新規準日以降に、コンター内に転居した者
(出生者を除き、コンター内で転居した者も含む)
 - ・類型B1・・・新規準備日以降に、コンター内に居住した事実が認められ(コンター内の居住開始時点は新規準日の前後を問わない。)、その後コンター外に転出したにもかかわらず、再びコンター内に転入した者
 - ・類型B2・・・新規準日以降に、コンター内に居住した事実が認められ(コンター内の居住開始時点は新規準日の前後を問わない。)、その後より騒音レベルの高い区域に転居した者
 - ・類型B3・・・新規準日以降に、コンター内の移動を複数回繰り返した者
- * 国が原告個々に対して主張している一部の内容を原告団ニュースNo 25(2011年7月25日発行)に紹介してあります。

これに対し弁護団は、準備書面で(要旨)次のように反論しています。

- ① 司法判断を無視し続け、抜本的対策を講ずることなく違法行為を続ける被告には、損害賠償責任の減免を主張する資格など皆無である。
- 本件では、そもそも「危険への接近の理論」に基づいて、被告が個々の原告らに対する損害賠償責任を云々すること自体正当性を持たない。
- 本件の結論に影響がないにもかかわらず、個々の原告の転居事情に立ち入って検討することは、いたずらに原告らのプライバシーを暴くだけである。
- ② 原告らは、いずれも人として通常の生活を送る上で当然の理由により転居しているのであって、非難に値するような理由により転居した原告は一人としていない。原告らの個別事情について、裁判所が釈明権を行使する必要はない。
- ③ 被告の求釈明は、求釈明に名を借りて被告独自の、およそ一般常識とも損害賠償の理屈からもかけ離れた見解を述べるに過ぎないものが多数含まれている。
- 本件では、いかなる観点から見ても「危険への接近の法理」を適用する余地はない。
- よって、裁判所が被告の申し立てに応じて釈明権を行使する必要はなく、行使する意味もない。

5、意見書：「結審までの進行について」上申



中野 新弁護団長

第四次訴訟は提訴して4年6ヶ月を経過しました。弁護団は提訴当初から計画的・効率的な審理を行い、早期判決を求めています。

既に主要な議論も尽くされている。従って結審に向けた審理を行うよう裁判所に次のような要旨で上申しました。

- ① 本訴訟は、平成19年12月17日提訴以来、既に4年を経過している。
- 既に確定判決を3度経験し、争点に関する議論も相当尽くされている。
- ② 原告らとしては、原告が多数であるからこそ、効率的で計画的な審理を求めているところであり、既に本人尋問は終了し、現地進行協議も実施を見た(ジェット戦闘機は一機も飛行しないという不可解な状況ではあったが)。
- ③ 例えば、本年12月までに争点に関する主張や書証を提出、来年2月末頃を目途に最終準備書面の提出期限とし、本年度中(3月末)の結審日設定裁判所におかれては、結審日を想定した計画的審理を行われるよう上申する。

ひさしぶりの報告集会「波止場会館」で開催



報告される宇野峰雪(左)・宇野真由美(右)弁護士

第12回以来の報告集会が、大棧橋入口の波止場会館で開催されました。はじめに藤田団長より現在の訴訟団と厚木爆同が今、取り組んでいるいくつかの行動①2月8日のE A 6 Bブラウナーの部品落下原因公表②海上自衛隊が配備しようとしている次期哨戒機 P-1 ジェットの厚木基地配備反対③5月22日～24日の厚木基地での空母艦載機の爆音による離発着訓練が突然激しく行われた、この3点に訴訟団と爆同が抗議行動や国会要請を実施し、8月25日には大和市内で大集会を実施することなどについて報告された。

続いて、宇野真由美弁護士より第20回口頭弁論の内容について説明され法廷ではなかなか理解できない意見書や準備書面について、今回の弁護士反論内容①福田弁護士の「昼間騒音控除 WECPNL」②関守弁護士による「松井名誉教授による意見書」③北村弁護士の「用途地域類型」④大森弁護士より「危険への接近」⑤中野新弁護団長より「結審までの進行」上申について本当に解りやすく説明されました。そして、宇野峰雪弁護士から今後の裁判の進み方についてまとめ報告集会を終了した。(Y・aizawa)

第31回進行協議が開かれました

裁判所が「結審は1年以内」と示唆

被告・国の「現地検証申請」に「飛行機は飛ぶんですか？」

7月25日(水)第20回口頭弁論終了後、地裁707号協議室で第31回進行協議が開かれ、「結審時期の見通しについて」佐村裁判長は「1年以内には・・・」と初めて結審時期について言及しました。

第四次訴訟の審理もいよいよ大詰めを迎えることとなります。また、被告・国が「防音工事の効果確認のため」に現地検証の実施を申請したところ、裁判長から「飛行機は飛ぶんですか？ 飛ばなければ検証をやる意味も無いし・・・」と厳しい指摘があり、弁護団からも「いつやるのか？元々の家屋で、可成りの防音効果があるので、単純に測定しても正しいデータは取れないのでは？」等の指摘があり、国側も返事に困窮していました。いずれにしても国側から、改めて現地検証の要請が正式に提出されることも考えられます。

米軍、新型垂直離着陸輸送機 MV-22 オスプレイ配備



HPより転記

報告：斉藤英昭

配備反対を無視して岩国に陸揚げを強行

米軍普天間飛行場に配備が計画されている、米海兵隊の新型垂直離着陸輸送機 MV-22 オスプレイは、開発段階から多くの墜落事故を起こし、多数の死傷者を出しその安全性が問題となり、配備される沖縄県、沖縄県全市町村をはじめ関連する全国の自治体や地域住民、一般市民の間から上がっている「配備反対、配備阻止」の声を無視して政府は「配備を強行」しようとしています。

そのオスプレイ 12 機が 10 月に予定されている米軍普天間飛行場への配備に先立ち、7 月 23 日(月)早朝、米軍岩国基地に陸揚げされました。

オスプレイを積んだ民間貨物船「グリーンリッジ」は、早朝 4 時過ぎに岩国基地岸壁に接岸し、陸揚げを開始して午前中で 12 機全機の陸揚げを完了しました。

「陸揚げ阻止抗議行動・集会」は午前 4 時半からゴムボート 10 隻での海上抗議行動や、基地から約 2 Km の海岸道路に岩国市民・支援団体・組織から 800 人が集結して行われました。

第四次訴訟団からは、斎藤 英昭事務局長が全国基地騒音訴訟原告団連絡会議のメンバーとともに参加し、集会で連帯の挨拶を行いました。

オスプレイは、普天間飛行場で運用開始(10 月予定)まで岩国基地で機体点検や整備(主翼を上げたりエンジンを回したり)を行うことになっています。

*オスプレイの事故と犠牲者

オスプレイは、前述の通り開発段階から最近まで多くの事故を起こし、多数の死傷者を出している「ウィドーマーカー(未亡人製造機)」とも呼ばれています。

公表されているだけでも

- ・試作・初期生産段階(1991 年～2000 年) 4 件 死者 30 人 負傷者 2 名

- ・配備後(2009 年～2010 年) 2 件 死者 4 人
- ・今年に入ってからでも

- 4 月モロッコ南方沖海上で訓練中に墜落 2 名死亡 2 名重傷

- 6 月 南部フロリダ州で訓練中に墜落 5 名負傷

- 7 月 訓練中に機体の不具合からノースカロライナ州の民間空港に緊急着陸と、9 件死者 36 人、負傷者 9 人の多くの事故を起こし多くの死傷者を出しています。

しかし、これは氷山の一角で、8 月 4 日付けの神奈川新聞によりますと 2006 年～2011 年までの 5 年間に大小合わせて 58 件もの事故を起こしてその 1 割が着陸に関連する事故であったことが米軍資料で判明したとのことです

*配備撤回を願う自治体、住民と

米国に何も言えない日本政府

米軍は、こんなに危険なオスプレイを「事故は人為的なミスで機体には問題ない」として、関連自治体や基地周辺住民の配備反対の声を無視して「日本での運用計画」を作成し、日本政府に通知し防衛省から沖縄県に提出されました。

それによりますと、当初計画通り 10 月普天間飛行場に配備後、沖縄と並んで、定期的な訓練場所として岩国基地・キャンプ富士(静岡県)にも月 2～3 日間 2～6 機が派遣され、低空飛行訓練のため国内各地に設定されている「低空飛行訓練ルート」で訓練(年 300 回)を行うことになっています。

このような配備・運用計画に対して、オスプレイが配備される、沖縄県、沖縄県全市町村、山口県、岩国市をはじめ全国の関連する自治体(県・市町村)では、事故が多発し、事故原因も分からない状態の中で「オスプレイを配備」することに、強く抗議し反発を強めています。

国民の声に、政府は「安保条約・地位協定により米国に対して言える立場にない」とか、事故原因については「オスプレイの安全性に問題ない」とする米国の見解を鵜呑みにして米国に対して何も働きかけをしていない体たらくで主権国家としての体を全くなしていません。

*オスプレイは「厚木基地にも乗り入れる」

乗り入れ阻止・反対の声と行動を！！

オスプレイは、全国の「低空飛行訓練ルート」のうち 7 ルートで「年間 300 回の低空飛行訓練」を行う計画になっています。

この「訓練ルート」は、現在「空母ジョージワシントン艦載機」が対地上攻撃訓練を行っているルートで、次の通りです

- ①グリーンルート(青森→岩手→宮城→福島→茨城)
- ②ピンクルート(青森→秋田→山形)
- ③ブルールート(山形→福島→群馬→新潟→長野→山梨)
- ④オレンジルート(和歌山→高知→愛媛)
- ⑤イエロールート(熊本→福岡→大分→宮崎)
- ⑥パープルルート(沖縄諸島→奄美大島→薩南→諸島)
- ⑦ブラウンルート(山口→島根→鳥取→兵庫)

このうち①～③の 3 ルートが厚木基地より北方にあります。特に群馬県渋川周辺は現在でも艦載機による低空飛行攻撃訓練の激しい爆音被害を受けていますがオスプレイの訓練で益々過酷な爆音を受ける事が明白です。

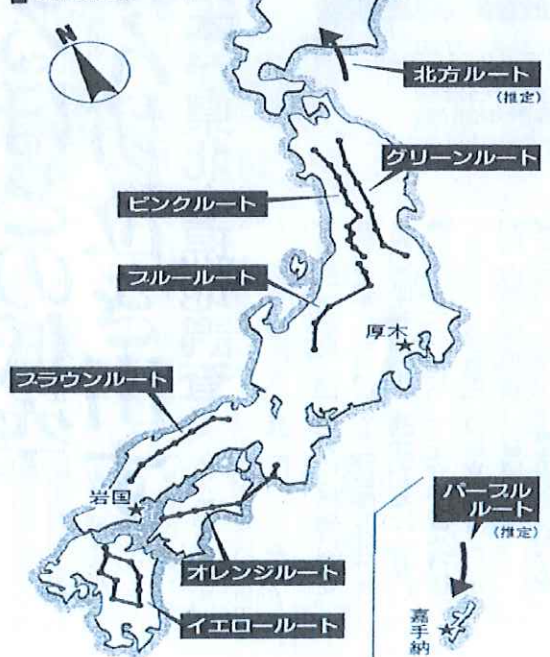
また、オスプレイの訓練拠点となる「キャンプ富士」には、基地としての機能は有りません。従って、この低空飛行訓練に必要な「整備・点検・修理・補給・兵員の休息」等に対応できる「厚木基地の機能」は欠かせません。当然のことながら「厚木基地」の使用が絶対不可欠となることでしょう。

このときに備えて「オスプレイの厚木基地乗り入れ 阻止・反対!!」の声を!!



オスプレイ配備反対岩国集会

米軍機の低空域訓練ルート



8月25日オスプレイ配備反対 大和集会へ参加しよう!!

別紙同封のチラシをご覧ください

今後の口頭弁論の日程が決まりました。

- ・第21回 10月1日(月) 13時30分～
集合：12時30分 横浜スタジアム前
- ・第22回 12月10日(月)
10時30分～
集合：9時30分 横浜スタジアム前

参加される方は支部長又は事務所にご連絡下さい

低周波音測定を実施

プロペラ機 P-3C やヘリコプターなどから、ジェット機の騒音とは違う「低周波」が出ているとして、裁判の証拠資料とするため、2012年8月2日午後3時から6時まで、大和市上草柳の緑の広場44号で、弁護士、原告団事務局、測定業者による「低周波音測定」が行われました。

残念ながら、この時間帯に飛んだのは P-3C が1機とヘリコプター2機で空振りとなりました。

2010年7月の普天間基地騒音訴訟の控訴審判決では、「航空機騒音に低周波音が含まれることにより、その精神的苦痛が等しく増大させられている。また、低周波音を原因とする建具等のがたつきに伴い、イライラ感及び不快感に伴う精神的苦痛を最低限等しく受けている」と判決文でもはっきり記されています。

厚木基地でも自衛隊機 P-3C が繰り返し訓練していることから、今後も低周波音を測定し、裁判の証拠として提出したいものです。

原告団活動日誌

(ニュース 30号発行日以降)

- 6月1日 外務省・防衛省要請行動 (議員会館)
(5月22～24日の連続離着陸訓練の抗議など)
- 6月2日 居住陳述書作成
- 6月7日 弁護国会議
- 6月11日 第29回進行協議 (横浜地裁)
- 6月14日 原告団私鉄連絡会議学習会
- 6月18日 居住陳述書作成打ち合わせ
- 6月15日 原告団ニュース30号発行
- 6月20日 居住陳述書作成
- 6月29日 居住陳述書作成
- 6月30日 居住陳述書打ち合わせ
- 7月3日 低周波測定打ち合わせ
- 7月4日 証拠書類 (アンケート式陳述書：155名分) 弁護団へ送付
- 7月9日 居住陳述書作成
- 7月10日 弁護国会議
- 7月11日 証拠書類 (居住陳述書：356名分) 弁護団へ送付
- 7月14日 居住陳述書作成
- 7月16日 さようなら原発10万人集会 (代々木公園) 参加
(原告団・爆同で39名)
- 7月23日 オスプレイ陸揚げ阻止岩国集会参加
- 7月23～25日 (艦載機厚木基地へ飛来)
- 7月25日 第20回口頭弁論、進行協議、報告集会
- 7月26日 居住陳述書作成
- 7月26日 (米原子力空母ジョージワシントン横須賀港入港)
- 7月28日 居住陳述書作成
- 7月30日 上期会計監査
- 8月1日 原告団年会費未納世帯督促状送付 (296通)
- 8月2日 低周波音測定：緑の広場44号
- 8月5日 オスプレイ配備阻止！沖縄県民集会に呼応する首都圏集会
(日本教育会館) 参加 (原告団・爆同で17名)
- 8月4日 居住陳述書・防音工事陳述書作成
- 8月6日 弁護国会議

米原子力空母ジョージワシントンが横須賀入港



5月26日に横須賀港を出港していた米原子力空母ジョージワシントンが、海上自衛隊や韓国軍との合同演習や、韓国釜山、香港などを経由して、例年より早い7月26日(木)午前、横須賀港に入港しました。これに先立ち艦載機は7月25日の午前中までに厚木基地へ飛来しました。

5月の出港に関しては、5月12～16日の試験航海中にトラブルが見つかり、21日の出港を急遽延期するという緊急事態が発生していました。すでに硫黄島で5月8日～17日までに NLP が行われましたが、空母出港の延期により着艦する資格期間を過ぎてしまったとのことで、5月22～24日の3日間、昼夜を問わず、厚木基地で激甚な連続離着陸訓練が突如行われた、という経緯がありました。出港延期の原因については未だ公表されていません。

早速飛行訓練が始まり、私たちはまた爆音に悩まされることになりました。

爆音がうるさいときは 抗議・苦情の電話をかけよう



抗議の電話は

- ・座間防衛事務所・・・046-261-4332
- ・南関東防衛局・・・045-211-7129
- ・南関東防衛局 (夜間・休日)
045-211-7386
- ・米海軍厚木基地・・・0467-78-2664
- ・海上自衛隊厚木基地・・・0467-78-8611

苦情の電話は

- ・大和市基地対策課・・・046-260-5310
- ・綾瀬市基地対策課・・・0467-70-5604
- ・海老名市企画財政課・・・046-235-4634
- ・座間市特定政策推進室・・・046-252-8307
- ・相模原市渉外課・・・042-769-8207
- ・藤沢市共生社会推進課・・・0466-50-3501
- ・町田市企画政策課・・・042-724-2103
- ・茅ヶ崎市広域事業政策課・・・0467-82-1111 (代)
- ・神奈川県基地対策課・・・045-210-3375

苦情の電話は自治体ごとに集計され、発表されています。米軍は苦情件数で、うるさを判断するそうです。

夏休みのお知らせ

8月14日(火)～19日(日)
よろしくお願ひ致します

